

第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画の評価  
について

令和7年3月

宮 城 県

第Ⅳ期新宮城県ひとり親家庭自立促進計画(令和2～令和6年度)の評価

計画の基本理念	ひとり親家庭及び寡婦が安定した生活を送り、安心して子育てができることにより、子どもたちがいきいきとすこやかに育成される地域社会の実現
---------	--

計画の基本目標		
項目	内容 (R2～R6)	評価 (R6)
1 相談機能の充実	ひとり親家庭及び寡婦が抱える、子育てをはじめとした生活及び就業等に関する様々な悩みについて、身近なところで相談を受け、支援等に対する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能を促進します。また、東日本大震災の影響を受けた子どもの心のケアの相談窓口を継続して設置し、震災の影響に対する支援を行います。	ひとり親家庭は生活や就業、子どもの世話や教育など様々な問題を抱えており、その相談窓口として、ひとり親家庭支援員による相談、日曜日の電話相談、弁護士による無料相談等を行ってきた。加えて、生活困窮者の自立支援のための包括的な相談窓口を設置し、支援を行った。また、震災で被災した子どもの心のケアなどの支援も継続して行った。 相談窓口に辿り着かないひとり親家庭等に対して、支援制度に関する情報を広く周知するため、支援制度をまとめた冊子の配布や各種広報媒体を活用した情報発信を行った。 今後は、より効果的な情報発信の方法を検討していく必要がある。
2 子育てや生活の支援	ひとり親家庭及び寡婦が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立ができるように、保育所への優先入所や多様な保育サービスの提供を行い、公営住宅入居の優遇措置等、子育てや生活の面での支援を推進します。また、ひとり親家庭の貧困が深刻な状況を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据え、学習支援など子どもの貧困対策を推進します。	ひとり親家庭の生活基盤の確保や子育てと就業又は就学との両立を図るため、保育施設の優先入所や公営住宅入居の優遇措置等の支援を行ってきた。 貧困の連鎖を断ち切り、ひとり親への支援とともに子どもへの貧困対策を推進するため、ひとり親家庭の自立と生活の安定と向上のための施策を今後も継続して進めていく必要がある。

項 目	内 容 (R2～R6)	評 価 (R6)
3 就業支援	<p>ひとり親家庭及び寡婦が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするように、一人ひとりの状況に応じた就業相談や職業能力開発への支援に取り組むとともに、企業への働きかけ等を推進し、就業支援を促進します。特に、就業への効果が高い母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等の支援制度の周知を図り、その利用を促進します。</p>	<p>母子・父子福祉センターによる就業支援講習会などの事業のほか、自立支援給付金事業等を行ってきた。</p> <p>様々な就業支援事業が実施され、教育訓練の支援策が拡充されているが、各種支援制度の活用により、確実に就業へと結びつけることができるよう、関係機関との連携を促進し、適切な情報提供を行っていく必要がある。また、事業主に対し、ひとり親家庭の親の就業について理解を進める取組が必要である。</p>
4 養育費の確保	<p>子どもを監護しない親からの養育費は子どもの権利であり、その支払いは親としての責任であります。ひとり親家庭の大半が養育費を受け取っていない現状を踏まえ、ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるよう、子どもの養育に関する法的義務の周知を行うとともに、養育費に関する相談にも適切に対応していきます。</p> <p>また、国では公的機関による養育費の履行確保に向けた検討が開始されていること、先駆的な取組を進めている自治体があることから、養育費の履行確保に向けた支援のあり方について、国や他の自治体の動向を注視しながら、検討を進めます。</p>	<p>養育費に関するパンフレット等の配布による普及啓発や、勉強会への参加、弁護士による無料相談により必要な情報提供を図ってきた。</p> <p>一方で、養育費の相談について、母子家庭では誰にも相談していない状況が依然としてあり、弁護士への無料相談等の更なる周知が必要となる。また、養育費の取り決めをしていない母子家庭もあることから、今後取り決めに関する情報発信を積極的に行っていく必要がある。</p>
5 自立へ向けての経済的支援	<p>ひとり親家庭及び寡婦に対する生活の安定と自立のための経済的な支援策として、母子父子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給やひとり親家庭に対する医療費助成、保護者を亡くした子どもたちへの奨学金等を分かりやすく周知し必要とする家庭の利用を促し、支給を行うとともに、関係職員に対する研修等の実施により、適正な貸付・給付事務の体制を整備します。</p>	<p>母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の給付、医療費の助成等の経済的支援を行ってきた。</p> <p>東日本大震災みやぎこども育英基金を活用し、東日本大震災の震災遺児・孤児に対し、支援金・奨学金の給付を行った。令和元年度からは、東日本大震災以外の要因により保護者を亡くした小中学生にも奨学金を給付する事業を開始した。</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金及び各種支援金制度について、積極的に情報発信し周知を図っていく必要がある。</p>

項 目	内 容 (R2～R6)	評 価 (R6)
6 人権尊重の社会づくり	<p>ひとり親家庭や寡婦の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、あらゆる人の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発の取組や、家主や宅地建物取引業の事業者に対する入居制約解消に向けた啓発、企業に対する公正な選考採用に関する啓発を通じて、ひとり親家庭及び寡婦の人権問題への取組を進めていきます。</p>	<p>ひとり親家庭であることを理由に不当な差別を受けることがないよう、人権啓発の研修会やリーフレット等の配布により、情報の発信に努めてきた。</p> <p>ひとり親が抱える問題に対し、社会の理解が進むよう更なる啓発を行い、また、その他不当な差別が行われないよう、継続して人権問題に取り組んでいくとともに、地域全体での子育て支援の啓発を行う必要がある。</p>